

青森県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

副広域連合長

船橋茂久

青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二十一号中「七月から九月」を「六月から十月」に、「四日」を「原則として連続する五日」に改める。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。